

## 安全で安心なまちづくりについて

### (1回目質問)

安全で安心なまちづくりについてお聞きします。

2年前の一般質問で「繁華街における勧誘行為等の防止について」と題して、おもに客引きの話題を中心として質問させて頂きましたが、その時の答弁は「さんろく街がいわいで通行人につきまとして声をかけ、時には威圧的な言動で飲食店あるいは風俗店と思われる場所へ誘う客引きにつきましては、詳しい実態は把握しておりませんが、今のところ、本市の観光課をはじめ広聴担当、消費生活センターなどの窓口、また観光協会や飲食事業者などの団体に対して、苦情や相談などは寄せられておりませんので、現在、市として具体的な対応をとっていない状況でございます。」というものでした。詳しい実態は把握していないとのことでしたが、その後、詳しい実態を把握するための調査などは行ったのですか？

旭川市では、平成20年に「旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、市、事業者、住民組織などの関係団体が互いに協力して安全で安心なまちづくりを推進するよう規定しています。この条例に基づき、市民が日々の生活の中で犯罪に巻き込まれたりすることなく、心穏やかな生活を送ることができる環境整備に努めていただいているとは思いますが、安全・安心な繁華街になっているかといいますと、賛同しきれません。

2010年7月31日の北海道新聞では、旭川の「客引き」についての特集記事が掲載されており、スナックを経営する女性のコメントとして「最近の客引きがさんろくのイメージを悪くしている。5～6年前から悪質化が目立ってきた。怖がって足が遠のいている馴染み客もいる。本当に迷惑だ。」と書かれておりました。

また、あるビルに入っている経営者の方に話を聞くと「ビルの入り口に客引きがたむろっており、怖いし、二次会のお客さんを取られたりしているので、お店のオーナーでお金を出し合って警備員を雇おうと思っています。」と答えてくれました。二次会のお客さんを取られるというのはどういう事ですか？と聞くと、二次会の予約を入れていたのに1階の客引きに、「二次会どこに行くんですか？いくらですか？」とお客さんが聞かれ、「そこよりうちは安くしますよ。」などと言われ、二次会の予約がキャンセルになることもあるという事でした。

2年前の質問の際、客引き問題への対応策の1つとして、札幌市や郡山市が制定する勧誘や客引き等の行為を規制する条例について触れたところです。

そこでお尋ねいたしますが、このような条例は全国的に見て制定される傾向

にあるのでしょうか？ また、中核市でこのような条例を制定している自治体がありましたら、把握している限りで結構ですのでお答え願います。

### （市民生活部 1回目答弁）

繁華街における勧誘行為等の実態調査についてのご質問であります。

3・6街の飲食店で組織される「旭川観光社交組合」に対し聞き取り調査を実施しましたところ、客引きについては、一時的に減少がみられたものの、最近では昭和通や3条6丁目交差点付近を中心に約20人程が活動しているとのことでありました。

現在のところ、客引きが客の腕をつかんで強引に連れ去ろうとしたり、威迫するなどの暴力的な行為は聞いてはおりませんが、客引きが雑居ビルの出入口付近にたむろしているため、一般のお客がビルに入りづらくなり、売り上げに影響が出ている飲食店もあるという状況であります。

客引き等の行為を規制する条例についてのご質問ですが、全国的には、こうした条例を市町村単位で制定している自治体は少ない状況にあります。

中核市においては、福島県郡山市が平成19年に、福島県福島市と青森県青森市が平成22年に、3市がそれぞれ、客引き行為等の防止に関する条例を制定いたしております。

### （2回目質問）

安全で安心なまちづくりについて、2回目の質問です。

客引きは、ほぼ毎日のようにさんろく街の中心部で行われており、大変不愉快な思いをしている市民や観光客がいることなどが考えられ、観光面でも大きなマイナス要素です。現在、旭川観光社交組合でも、客引き行為に対する実効的な対策を求める要望書または陳情書を旭川市に提出しようという動きがあると聞いております。警察は取り締まらないのかと考え、先日、さんろく街の管轄である旭川中央署に行って、話を聞いてきました。北海道には「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」、俗に言われる迷惑防止条例が制定されており、この条例の第9条に「不当な客引き行為等の禁止」という規定がありますが、現状からするとこの規定では取り締まれないという事でした。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、略して風営法でも取り締まりは難しいとのことでした。なぜ取り締まりが困難なのかというと、迷惑防止条例と風営法の抜け道を利用してあの客引きが成り立っている事が原因のようでした。ある行政書士のホームページを見ると、客引きとは「相手方を特定して営業所の客となるように勧誘すること」で、「お時間ありませんか？」「触れますよ」と言うだけでは客引きには該当せず、道行く人にチラ

シを渡したり、看板を持ってることも、その内容に性的好奇心をそそのかす内容がなければ条例違反とはならないようです。また、「いらっしゃい！いらっしゃい！」と声をかけるのも呼び込みと考えられるものであり、客引きではないそうです。しかし、相手方の様子をうかがい一緒に歩いて歩けば、「つきまとうこと」になり条例違反になります。そして「1セット3500円です。サービスのいい店だから寄って行ってください。」とか、ホストクラブの店員が、ナンパを装って声をかけるものダメで、要するに、特定の相手の決定と営業所の勧誘という2点が揃って「客引き」は成立するようです。よって、既存の条例や法律で取り締まることが難しく、それぞれの自治体が自分のまちにあった条例をつくっているようです。客引きが原因でお客さんが他の店に流れるなどの経済的な実害が現れている以上、罰則などの強制力のない理念条例に基づく対策では限界があると思います。より実効性のある条例制定が必要ではないかと考えますが、いかがですか？

次に、安全・安心のまちづくりと条例制定という観点からの質問です。最近、北海道が道内の各市町村に対して暴力団排除条例の制定を呼びかけているようですが、旭川市としてはこの条例の制定に関してどのように考えていますか？安全・安心なまちづくりのために、必要なものなのでしょうか？お答え願います。

### **(市民生活部 2回目答弁)**

客引き行為等を規制する条例及び暴力団排除条例の制定に関するご質問であります。

繁華街は、その都市のイメージに直接結びつき、観光・経済にも影響を及ぼすものでありますので、3・6街が安全・安心な街であることが、本市にとって大切であると考えております。

「暴力団排除条例」につきましては、公共事業等から暴力団の影響を排除するとともに、行政や市民が暴力団からの不当な利益要求に応えることを規制し、暴力団との関係を遮断するもので、市民のより安全・安心な生活の実現を図るためには重要な対策であると考えております。

また、こうした条例の制定に当たっては、実効性の確保はもとより行政、警察、事業者等の各関係機関や団体の連携が不可欠であり、市民や関係団体の気運の盛り上がりも大切であると考えております。

したがって、行政や市民、関係団体が一体となって、繁華街での迷惑行為をなくすることや、暴力団を排除することは、本市の安全で安心なまちづくりを進める上で大変重要でありますので、今後、条例制定について、関係機関・団体等と協議を進めてまいりたいと考えております。

### ( 3 回目指摘 )

繁華街が安全で安心であることは、旭川市民が中心部に向かいやすくなるのは勿論のこと、観光客にとっても本市のイメージアップにつながります。より実効性のある手段により、安全・安心なまちづくりを期待いたします。

また、答弁にもありましたが、条例の制定については、いずれもこれらに対する対策を願う市民の気運が盛り上がることは確かに重要だと思しますので、行政がより詳しい実態調査や市民の声を積極的に聞くような行動を示し、市民が望んでいることを的確に捉えて、条例制定も踏まえて対策を講じていって欲しいと思います。

## 市民モラルについて

### ( 1 回目質問 )

市民のモラルについては、先日の旭川こうほう「あさひばし」を読んでいて、改めて考えることがありました。市長への手紙のところで「犬を連れて散歩している人の中に、ふんの始末をしない人がいるので何とかして下さい。」という提言がありました。

近所の公園の周辺や堤防沿いでも、犬のふんをそのままにしていく人がたくさんいるようですが、誰だか分からないのが現状です。1年に数回、家の玄関横にある砂利のところ、と言っても玄関から50センチほどのところですが、そこにたくさんふんが落ちていて驚いた事もありました。女房は、ここでふんをしたら呪われるという張り紙を張った方がいいというのですが、どんな呪いをかけたらいいいのか？悩んでしまいます。

犬のふんに対する飼い主への指導等については、この度の議会に提案されている議案に関連がありますので質問は控えますが、何とかしてほしいというのが実情です。

次に、モラルとして気になるのが駐車場の身体障害者用駐車スペースです。先日、大型スーパーの駐車場で、車の中で息子の悠平が寝てしまったので、女房が買い物に行き私が悠平と車で待機していると、3台くらい設置されている身体障害者用駐車スペースに、とても元気なお年寄り、彼女を連れた若い男性、荷物を配達に来た業者の人などが、40分くらいの間に次から次へと駐車していました。障がいについては見た目でわからないことも多くありますので、駐車した方の全員が障がいをお持ちだったかもしれませんが、ひょっとしたら全員が健常者だったのかもしれないとも思いました。

さらに昨年のお話ですが、家の近くのホームセンターに行くと警備の方が、「ここは身障者専用の駐車スペースです。」と、そこに停めた車に注意をしていました。その後、車から私よりも少し年上の中年の男性がおりてきて「見たらわかるだろう、俺は障がい者なんだ、脳がやられているんだよ。」と大声で怒鳴りながら店の中入って行きました。これは本当に脳がやられているのかもしれないと思いつつ、あの警備のおじさんがかわいそうだなと思って見ていました。

ここで伺いますが、身体障害者用駐車スペースについて、旭川市ではどのような現状があるのを把握しておりますか？

アメリカには身体障害者用駐車スペースに健常者が駐車すると罰金を科せられる地域があります。身体障害者用駐車スペースはアメリカでは守られており、法律という規制も手伝っていますが、身障者に対するモラル意識の高さにより受け入れられていることだと思います。

そのスペースに車をとめるには、身障者の方はデパートメント・オブ・モーター・ヴィークル、通称DMVという日本でいう免許センターに、医師の診断書を添付して申請すると、その場で身障者用の車に設置するカードがもらえます。そのカードをフロントガラスなどの見えるところに置いておくと、身障者マークのある場所に駐車できるそうです。逆にこのカードを持っていなければ、たとえ身障者であっても罰金を取られます。

これらの事を考えると、旭川市においても市内にある身体障害者用駐車スペースに、身障者の方が車を止めやすい環境を整備することも考えてはいかがだろうかと思いますが、旭川市で身体障害者用駐車スペースに対する何らかの事業を行っていますか？お答え願います。

そして、最後にモラルとしてどうしても気になるのが、歩きたばこについてです。平成15年の第3回定例会で、買物公園における歩きたばこに関連づけて質問させていただきました。その際は、「喫煙マナーやルールを守るのは人々のモラルの問題ですが、人々のモラルに期待するには限界があると考え、路上喫煙禁止などを盛り込んだ、モラル向上の快適なまちづくりを目指す包括的な条例を制定してはいかがですか。」と質問したところでした。それから約9年経ちますが、路上喫煙禁止を盛り込んだ条例は今まで制定されていません。東京都の千代田区では、路上喫煙者に2,000円の過料という罰則を与えていますが、この9年間で、たばこ税の増税によりたばこの値段が高騰していることや健康意識が高まっていることから、喫煙者は減少しており、前回質問した平成15年とは少し現状が変わってきています。条例を制定する必要がないと考えるならば、買物公園にきちんと整備された喫煙スペースを設けてはいかがですか？

今年で買物公園は開園40周年を迎えました。6月2日・3日の買物公園40周年記念イベントに、本市の環境部とJT旭川地方たばこ販売協同組合が歩きたばこマナー啓発及び灰皿設置実験を行いました。具体的には、買物公園の2条通と7条通の2箇所喫煙所を設置し、歩きたばこポイ捨ての防止を図るために実施されたそうですが、実施されるに至った経緯とその結果を教えてください。結果を踏まえて、何か効果が得られたと考えますか？あわせてお答え願います。

### （福祉保険部 1回目答弁）

駐車場の身体障害者用駐車スペースに関するご質問であります。

病院や商業施設等の身体障害者用駐車スペースにつきましては、健常者と思われる人が利用している旨の苦情や申し出を、身体障害者の方からよく伺いしているところであります。

障害のある方の中には心臓・呼吸器・腎臓などの障害により、長距離歩行が辛い方もいらっしゃいますので、外見だけで障害の有無を判断することは難しいところですが、身体に障害のないドライバーが利用している事例も少なくないものと考えております。

この身体障害者用駐車スペースに関しましては、市の施設については旭川市福祉の街づくり環境整備要綱により整備を進めてまいりましたし、法律や北海道の条例等により、近年では民間施設でも設置する箇所が多くなっております。

また、この駐車スペースについて、内部障害のある方から利用しづらいという声を受けましたことから、平成21年度に市庁舎及び支所等において、内部障害のある方も利用対象となることを明示するように表示を変更する手続を行っております。

### （環境部 1回目答弁）

買物公園記念イベントにおける歩きたばこ防止に向けた取組についてですが、本市では平成9年に制定された旭川市ごみのポイ捨て禁止条例について、昨年度からより実効性のある運用の見直しを行っており、学識経験者やたばこ販売企業、警察、弁護士などで構成する環境美化検討会議を設置して議論を進めております。

その中で、「歩きたばこ」については、ポイ捨ての原因となるだけでなく、歩きたばこそのものに不快感を持つ市民が多かったことなどから、検討会議では、まず喫煙者に対するマナー向上のための啓発活動に力を入れるべきとの意見をいただいたところであります。

こうした意見に対する具体的な取組の一つとして、今月開催された買物公園

40周年記念イベントでは、主催者の協力を得て、日本たばこ産業株式会社や旭川地方たばこ販売協同組合と協同で、開催期間中、会場内2か所に喫煙所を実験的に設置し、来場者に対するごみのポイ捨てや歩きたばこのマナー啓発活動を展開するとともに、喫煙所の利用者数や歩きたばこ行為の人数について計測を行ったところであります。

その結果、イベント期間中、喫煙所を利用された方は2日間で692人、歩きたばこを行っていた方は、1日3回、各1時間会場内を巡回して計測した人数が22人で、ポイ捨てされた吸い殻もほとんどない状況でありましたことから、喫煙所の設置と啓発活動の効果が現れたものと考えております。

また、喫煙所の利用者から「吸える場所があつてありがたい」との感想や、「喫煙場所で吸いたいのので、会場内の他の場所を教えて欲しい」などの声もありました。

こうした結果から、場合によっては、喫煙場所を明示して設置したり、守って欲しいマナーをソフトに伝えていくなどの、歩きたばこをしない環境づくりが重要であるとの印象を受けたところであります。

### **（市民のモラルについて 2回目質問）**

身体障害者用駐車スペースについてです。

身体障害者用駐車スペースの利用については、全国的に同じような問題意識があります。身体に障がいがある方の車には、よく車いすマークが付いていますが、このマークは健常者でも購入することができることから、車いすマークが車に付いていても、中には健常者の方で不適切な利用をしている人がいるかもしれません。

そんな状況を打開すべく、京都府では昨年の9月から、身体障害者や高齢者らが商業施設などに設けられた身体障害者用駐車スペースを確実に利用できるようにするため、必要な人に駐車スペースの利用証を発行する「京都おもいやり駐車場利用証制度」を始めました。これは、京都府が申請のあった身体障害者や要介護1から5までの高齢者には有効期間5年の長期利用証を、妊産婦やけが人にはそれぞれの期間に応じた短期利用証を交付し、商業施設や公共施設に協力を呼びかけ、利用証がない場合は専用スペースに止められないようにするというものです。

これを実施すれば、申請の際に障害者手帳を確認するなどして利用対象者を明確にすることができるので、健常者による不適切な利用は減ると考えられます。昨年の7月時点で、約20の県で実施されているそうですが、北海道で実施予定があるような話は聞いていますか？また、北海道で実施予定がなければ、旭川市独自で実施することも可能と考えますがいかがですか？

次に、歩きたばこについてです。

実験の結果わかったことは、喫煙場所の設置に伴い歩きたばこや吸い殻のポイ捨ての抑制が期待されるということです。千代田区でも、路上喫煙を減らすために喫煙場所を提供しているのが現状です。たばこを吸ってはいけないとモラルに訴えるだけではなく、たばこを吸える場所を設置することで、モラル意識向上を図ることができると思います。

また、たばこ税は市の収入において貴重な財源となっています。旭川市のたばこ税を調べると、平成18年度から平成21年度までの間に3億円以上減少して25億円となっていました。たばこ税の値上げにともない、平成23年度のたばこ税の決算見込みは、29億4千万円となっており、たばこを値上げしたことで売渡し本数は減っていますが、税額は増加しています。

たばこ税は除雪費に使われていると、西川市長が発言されているのを聞いたことがあります。たばこ税収入の使用に決められた用途はないはず。港区ではたばこ税収入の1%程度を、歩きたばこの取り締まりに係る経費や、喫煙場所の設置及び管理の費用に充てているそうです。よって、旭川市においてもたばこ税収入を、喫煙場所の設置や管理に係る経費に充てたらよいと考えますが、ご所見をお伺いします。

### （福祉保険部 2回目答弁）

身体障害者用駐車スペースの利用に係る利用証を発行する制度につきましては、国土交通省が平成22年度に実施自治体の取組の検証を行っており、また同年度に、北海道社会福祉協議会が同様に利用証制度を実施している地域の実態の調査を行っておりまして、利用証を発行する制度の実施は、駐車スペースに係る様々な問題を解決するための有効な方策とされております。

しかし、プラスの面ばかりではなく、「駐車スペースに限りがある中で利用者層が広がったことにより、本来使用すべき方が逆に利用しにくくなっている」とのマイナス面も指摘されており、北海道では、利用証の導入よりも、啓発活動やPR活動を優先して充実させていくことがまず必要であると判断されたと伺っております。

身体障害者用駐車スペースに対する利用証制度は、障害のある方に限らず車を運転する全ての人に関係する事案であり、このような利用証の交付対象と考えられる方は、車いす使用者や重度の下肢障害者ばかりでなく、内部障害の方、妊婦の方、一時的に怪我をされている方、高齢で長距離の歩行が難しい方など、非常に多くいますことから、制度の実施にあたっては対象者の範囲などの検討を行う必要があると考えております。

また、併せて身体障害者用駐車スペースが本来の目的に沿って利用されるように、利用者には警察署で交付している「指定駐車禁止場所の適用除外標章」の提示を奨励することや、市民モラル向上のための啓発活動やPR活動に取り組んでいかなければならないものと考えております。

### （総合政策部 2回目答弁）

喫煙所の設置や管理にかかる経費に、たばこ税を充ててはとのお尋ねであります。ご質問にございました、港区のルールについて、財政措置の詳細は把握しておりませんでした。

現在、ごみのポイ捨て禁止条例について、環境部において、より実効性のある運用となるよう、見直しを行っているところでありますが、今後、こうしたものを踏まえ、具体的にどのような取組が必要で、財源として補助金などの有利な特定財源がないか等を検討することとなります。

取組を行うとした場合に、毎年度、継続的に財源が必要なときは、ご提案のような考え方も選択の一つであります。まずは運用見直しの結果を待った上で、どういった財源を充てるかについて、検討していくべきものと考えております。

### （3回目 指摘）

歩きたばこについてです。

モラルというのは、主に教育により醸成(じょうせい)されていく部分が大きいと考えますが、教育による指導は多くの時間が必要です。勿論、教育にも力を入れていただきたいですが、物理的な変化を起こすことで、モラルの意識を高めることも可能だと思います。喫煙を積極的に推進するというわけではありませんし、たばこを吸わない方への配慮が十分に保障されることが必要ですが、買物公園に喫煙場所を新たに設置していただきたいと思います。

また、買物公園だけではなく、旭川駅にも建物内に喫煙場所が1箇所しか見当たらないので、駅の外などにもう1箇所設置できないものでしょうか。旭川市が直接設置できるものではないと思いますので、JR北海道に要望していただきたいと思います。

以上、3回目は指摘にとどめさせていただいて、一般質問を終了します。